

制度への人類学的アプローチ

川 田 牧 人

中京大学社会学部

Approach from Anthropology

KAWADA Makito

本稿では、文化人類学における制度論が、どのように展開してきたかを学史のながれに沿って概観するとともに、そこでの議論が本共同研究と関連する視点について、若干の整理をおこなう。ここでは人類学的制度論を大きくふたつ、すなわち実体論的制度論と認知論的制度論にわけて検討を加える。文化人類学が制度について注目するのは、人間の（社会的）行為を規定するものはなにか、その（社会的）行為はいかにして生成されるのか、といった問いを基本にもつからであり、この点では制度とは規約や規範、制約などに置き換えられて考えられてきた。あるいは、文化的個体（個人）を構造やシステムに結びつける仕組みの部分が制度とみなされてきたともいえよう。この結びつけの仕組みが、葛藤と調停や、縁組みや、統治と行政などの具体的な活動場面に顕在化する場合、それが実体論的制度となり、逆に思考や認知のなかに潜在するとみる場合が認知論的制度である¹。

「結びつけの仕組み」についての問題関心とは、仕組みそのものと同時に結びつけられる両者、すなわち個人と構造が対極的に捉えられていることを示す。したがって、これらの制度論が前提としてもっているのは、個人対社会という古典的な図式であったともいえる。この図式は社会学・人類学において長きにわたって繰り返し問い直されてきたものであり、本共同研究の「制度と行為主体」という課題設定も、その線上に位置づけられるようにみえる。ただし本研究がめざしているのは、古典的図式の焼き直しではなく、制度が行為主体を拘束する、あるいは逆に行為主体が制度を自由に創出するといった、どちらか一方に大きく傾くことなく、制度と行為主体のあいだの作用を求心力と遠心力をともにもった複合的運動として捉えることである。この方向性を模索するために、本稿ではさい

1 社会科学全般における制度論を包括的に論じた河野勝は、この対比を規範的枠組と認知的枠組の対比として整理している。とりわけ認知的枠組としての制度とは、「ある行動が社会の中で適切な行動とみなされるのは、情報を処理する際に依拠する「スキーマ」や、ある状況に直面したときに何をどのような手順で行えばよいかを整理する「スクリプト」といった認知心理的枠組みが、その社会を構成する主体のあいだで共有されている」ことにより、機能すると考えられる。河野勝2002『社会科学の理論とモデル12・制度』（東京大学出版会）15頁。

ごに、制度についての人類学的アプローチが、いかに訪問地社会の「よりよき暮らし」を捉えてきたのかについての考察を試みる。

実体論的制度論

『文化人類学事典』には、「制度」の説明として、以下のような記述がみられる。「社会的に標準化された行動の規範の複合体で家族制度、教育制度、宗教制度、政治制度など社会生活の様々な側面にわたって見られる。たとえば交叉イトコ婚、擬制的親子関係、成人式などは制度の一種である。このように社会的な役割の体系に関わるものが制度であり、挨拶の仕方、食事のマナーなどの慣習は制度と言わない」²。つまり、その社会の成員の社会的役割の体系に関連して、社会生活のさまざまな場面において実際に観察可能なものが制度であるということになる。このように、社会関係上の相互行為において観察可能であるとする制度が、ここで実体論的制度とよぶものである。

文化人類学における実体論的制度論の展開は、おもに機能主義人類学においてみられた。実体論的制度の概念じたいにきわめて機能主義的な理解が示されていることに、それはあらわれている。とりわけラドクリフ＝ブラウンは、個人の行動を拘束することを通じて果たす社会的統合機能という観点から制度に着目した。「制度という用語をもし社会が社会関係内の人々の相互的活動を秩序づけるものとして用いるとするならば、構造とこのような二重の関係 - つまりその集団やクラスの制度であるといいうるような集団やクラスとの関係、およびその規範が適用される構造体系内での諸関係との関連 - を持つことになる。社会体系の中では、王、その職務を遂行する際の判事、警官、家族の中の父、等々といった人々の行動の規範や、また社会生活内部で日常の接触を持ってくる人々に関連した行動の規範を作り上げている制度があるといえよう」³と彼が述べる時、念頭にあるのは「諸部分あるいは諸成分のある種の秩序ある配置」⁴としての構造であり、その秩序ある配置に有効であるように、その構造の基本単位である個人は役割や関係を規定されるからである。

構造機能主義の立場をとるかぎり、社会統合という中心テーマを中核に据えることは、必然的な理論の流れであると考えられる。その源泉は、言うまでもなくデュルケムに求めることができる。デュルケムの規定に従えば、そもそも社会学とは、「諸制度およびその発生と機能にかんする科学」⁵であると定義づけられる。この場合の制度とは、「集合体によって確立されたあらゆる信念や行為様式」⁶のことであり、ここに個人に外在する社会

2 『文化人類学事典』（弘文堂）415頁。

3 ラドクリフ＝ブラウン 1981 『未開社会における構造と機能』（新泉社・新装版、青柳まちこ訳）、18 - 19頁。

4 同上、17頁。

5 デュルケム 1978 『社会学的方法の規準』（岩波文庫）43頁。

6 ibid .

的事実としての制度が位置づけられることになる。制度の発生において個人の果たす一定の役割を認めながらも、複数の人間が介在するがゆえに、また物質的・精神的優越性からそれを変形することがきわめて困難であるがゆえに、個人の意志には左右されない形で各人の外部に固定されるものが、制度なのである。集団の統合が個人にもたらす行為規制というこの論点は、デュルケムの集合表象論のみならず、アルバクスの集合的記憶論、アナール学派の集合心性論、レヴィ＝ストロースの構造主義などへと通ずる命脈をもっており、文化人類学が生成・展開してきた20世紀の主要な社会理論として流通し、1970年代の象徴人類学研究にまで形を変えながら影響を及ぼしていた。この理論的極限は、たとえばメアリ・ダグラスが示した、個人の思考が「制度」に依拠するという地点である。象徴人類学の立場をとるダグラスにとって制度とは、類比、分類、記憶、忘却、意思決定といったさまざまな思考の粹組みとなるものであるが、個々人が思考カテゴリーを分有する度合いが高まれば高まるほど、その諸個人の社会は真の連帯に近似していくというダグラスの論には、デュルケム流の制度自身が意志を持つというほどまでではないにせよ、明らかに社会的紐帯を本源とすることを前提しているのである⁷。

社会的紐帯の統合様態を先取することで、慣習やマナー、さらには社会行為がなされる上での暗黙の了解とでもいうべき人間活動の規約は、制度から切り離して考えられるというのが、実体論的制度論の特徴である。「制度」を「慣習」から弁別して扱ってしまったツケを、その後の人類学は支払うことになる。まずこれはきわめて狭い範囲での対象限定であり、社会統合に資する「制度」が適正に機能している様態しか分析の俎上に載せられないという限界がある。人類学的調査研究がその後、小集団社会における社会組織や宗教的位階、法や儀礼の体系的位相などを限定的に主題化していったことは、このことが少なからず影響している。それだけでなく、この限定的対象設定は、こんにちに引き続く人類学の混迷の一要因となっていると筆者はみる。上記のような「制度」の囲い込みの先にあるのは、ある特定小集団に固有・特有の「制度」を記述することであり、その個別的記述に終始するしかなしえなくなると、急速に変化・消失する民族文化およびグローバリゼーションに対する歴史主義的批判、文化の本質主義批判などに容易にさらされることになる。上記のような対象限定の根底に、エキゾチズムに粉飾された「制度」を発見するという視線があれば、それは必然的帰結であるからだ。「慣習」を「制度」から引き離すことで、民族誌は日常性へのスタンスを次第に失っていく。

ところが、近年の人類学における制度への注目は、むしろ高まっているといえる。それは上記のような対象限定の方向とは逆に、グローバル社会における制度の問題が、人類学者が訪問するフィールドの日常にもひろく浸透してきたからである。グローバル化した制度に取り巻かれた日常生活を捉えるという立場は、実体論的制度論を現代世界の文脈にお

7 Douglas, M. 1986 *How Institutions Think*. Syracuse University Press.

いて豊かに展開させるし、現代世界の人類学を考える上でも有効な方向性である。

グローバリゼーションと人類学については、とくに1990年代以降、膨大な業績が蓄積されてきており、それを概観しようとするれば別稿が必要である。ここでは一点だけ、マルチサイテッド・エスノグラフィーについてふれたい。これは、世界システムに埋め込まれているという自己意識のもとで、ポストモダンの思潮と連携しながら、伝統的な民族誌リサーチの単一な空間、ローカルな状況からぬけだし、拡散した時空において文化的意味やもの、アイデンティティの流通を検証しようとするエスノグラフィーのモードである。ポストモダニズムがその概念形成に影響しているが、より重要なことは、世界の経験的变化と文化生産の場の変容に対応して起こってきたものであるということだ。世界システム、植民地主義の歴史的な政治経済学、市場の支配、国家建設と国民形成といった問題は、従来、マルクス主義人類学、人類学とポリティカル・エコノミー、人類学的歴史などがあつてきた。このようなジャンルから生じたものもあるが、より多くのマルチサイテッド・エスノグラフィーは1980年代以降、メディア・スタディーズ、フェミニズム研究、科学・技術研究、カルチュラル・スタディーズなどの学際的領域から生じた。世界システムは、マルチサイテッドで不連続な研究対象を、多かれ少なかれ統合的に捉える視点であり、民族誌的な説明とは、それらの対象が部分的にはいわゆるシステムというサイトのなかで構成要素となっていることを見出すものである。

このような関連性を前提として、マルチサイテッド・エスノグラフィーがとる方向性は多様である。たとえば、いわゆる移民研究にもっとも顕著である人の流れへの着目、それと呼応したものの流れへの着目、メタファーや語りを時間軸上で追究する研究、いわゆる生活史研究、現代的文脈における紛争研究など、多様である⁸。これらの活動や現象に共通するのは、いずれもグローバル社会の制度と接触する、あるいはそれとの接触なしには成立し得ない事象であるということだ。しかし、グローバル状況に身をさらすのは、これらの事象だけではない。かつて好んで実体論的の制度が見いだされていった比較的小規模な社会集団に軸足を定めていても、グローバル社会の諸制度が浸透し、実体論的の制度論の間口はひろがっているのである。

認知論的の制度論

このような動向とは別に、新たな人類学的認知研究は、制度論に対してもまた別の視座を与える。この研究の方向性にあつては、まず実体論的の制度論のように、制度を現実の社

⁸ George E. Marcus 1998 *Ethnography through Thick & Thin*, Chap. 3 (pp.79-104). Princeton University Press. Previously published as "Ethnography in/of the World System: The Emergence of Multi-Sited Ethnography", in *Annual Review of Anthropology*, 24(1995): 95-117.

会関係上の相互行為そのものとみなすような視点は後退する。かわって、たとえば一見してエキゾチックな儀礼の中に社会的制度そのものの一般性を見いだしたり、われわれが日々なかば無意識におこなっているようなルーティンワーク、かつては「慣習」として弁別されていたものを同じ地平で扱う。たとえば福島真人は、インドネシアにおける社会関係の儀礼と、学校の教室という近代教育システムの両者を、ルーチンというひとつのパーспекティブのもとで捉え、「それはそういうものだからとしかいいようがない」自明性をともなった行為にこそ、「社会的制度そのものの一般的な特性」があると述べている⁹。

このようにして得られた広義の制度は、意味論の領野ではなく実践知識論の範疇で考察分析の対象となり、同時に半ば無意識的な動作という身体技法の主題まで射程に入れることとなる。統合された（社会的）全体という後ろ盾をともなった実体論的制度論は、個人の行動に一定の拘束をくわえるという側面が強調されており、そのような傾向は、日常の半ば無意識の行為がいかに組み立てられるかといった問題意識にも共有されるが、日常の思考や言動の基本的枠組としての知識や認識の問題としての制度論は、われわれ自身をとりまく外部世界を認知し相互交渉を持ち便宜に応じて改編していくプロセスの全行程を視野におさめることができる。このような理論的展開をともなう制度論をここでは認知論的制度論とよんでおきたい。

人間の社会的行為には、必ずしも言語化できないにせよ、ある一定の傾向性や規則性を帯びるといふ側面を認知論的制度論において考察の対象とする際には、文化人類学領域でもしばしば取り上げられ、制度論そのものではないにせよ、理論的ひろがりとして一定のインパクトを与えてきた「暗黙知」、「ハビトゥス」、「正統的周辺参加」などのいくつかの議論を検討する必要がある。もっともこれらの概念をそのまま認知論的制度論に適用したり読み替えたりすることはできないが、その臨界点を示すことが本稿にとっては意義あることだと考える。

まず、「我々は語ることができるより多くのことを知ることができる」¹⁰という有名なフレーズにその基本的考え方が凝縮されている暗黙知は、ポランニーによれば、近接項と遠隔項という二種類からなりたっている。あるつづりや語に関連づけて電気ショックを与える実験において、前者が近接項、後者が遠隔項であるが、近接項から遠隔項を予測しそれを避けるという行為は、「あるものへと注目する（attend to）ため、ほかのものから注目する（attend from）」¹¹ことがおこなわれている。このように近接項と遠隔項の二つの項目の間に意味をともなったひとつの関係を打ち立てることが暗黙知のはたらきである。このような考え方は、人々が暗黙のルールにしたがってルーチンをこなす日常生活のさまざま

9 『福島真人2001 『暗黙知の解剖 - 認知と社会のインターフェイス』（金子書房）25頁。

10 ポランニー 1980 『暗黙知の次元』（紀伊國屋書店）15頁。

11 *ibid* : 24

な社会的行為に妥当する。たとえば暗黙知の近接項を禁止事項、遠隔項を制裁として置き換えると、禁止事項と制裁とのあいだに意味を生じさせながら結びつける暗黙知そのものが制度ということになる。また遠隔項に結果としての儀礼的行為や慣習的行動を設定し、それが成り立つのが暗黙知としての制度であると考え、人々はなぜ一律にそのような行動をとるのか、といった質問が結局のところ無回答になってしまうことも理解できる。それは、制度そのものが意味として近接項と遠隔項を結びつけているからであって、この質問が、その行為・行動の近接項は何か、という問いにすりかわってしまい、それはその行為者のおかれた社会的歴史的環境だという以外には説明できなくなってしまう。

これとの関連で興味深いのは、次のような指摘である。「暗黙的な思考はすべての知識の不可欠の部分を生じている、ということを考えるならば、知識の個人的な要素をすべて除去するという理想は、実際にはすべての知識の破壊をめざしていることになる」¹²。この「個人的」という訳語は原典では personal であり、「認識能力をもつ主体がかかわる」という意味であって…しいて訳せば「人間主体がかかわる」とでも表現できる¹³という訳注が付されている。これは、制度に焦点をあてようとすると、その暗黙知の行為者、制度を生きる人々を対象としなければならないということである。かつ、制度を生きる人々が上記のような一定の社会的歴史的環境におかれた人間主体であるとする、単体 = 個人ではなく、ある特定の間人集団における相互作用によって制度が運用されたり改編されたりする側面を看過することができなくなってくる。

従来、経済学的制度論がその発生や起源を問題にするがゆえに制度の変化について議論してきたのに対し、社会学的制度論はその機能に着目するがゆえに制度の持続性の側面を捉えてきたという対比がなされてきた¹⁴。しかし暗黙知の議論を経るならば、認知論的制度論は制度の生成や獲得の側面について考える際にも、有効性を発揮できるのではないかという見通しが得られる。知識や技能の習得という局面に光をあてる概念として、より重要なのはレイブとウェンガーの正統的周辺参加 (Legitimate Peripheral Participation、以下 LPP) の議論であろう¹⁵。この複合的な概念は、まず「実践の共同体」という知識や技能を共有するまとまりが想定され、それへの「参加」が学習・習得のプロセスとして考えられる。その参加の仕方は、初期にはフルメンバーとしてではなく「周辺」的すなわち見習いの介在であるが、徐々に十全的参加へと移行し、それにともない「熟練のアイデンティティ」が獲得されるという道筋をたどるため、「正統的」である。このような LPP の

¹² ibid : 38

¹³ ibid : 39

¹⁴ 河野勝2002『社会科学の理論とモデル12・制度』(東京大学出版会)

¹⁵ レイブ&ウェンガー 1993『状況に埋め込まれた学習』(産業図書)。暗黙知ならびにLPPについては、下記も参照。福島真人1993『野生の知識工学』『国立歴史民俗博物館研究報告』51: 11 - 44。福島真人編1995『身体構築学』(ひつじ書房)。

考え方は、特殊な職人芸や高度な運動能力などをもつ対象にとくに親和性が高いためか、研究の俎上に載せられることも多い。しかし社会的歴史的環境における制度の相互作用的生成という側面を考える際にも、重要な意味を持っている。われわれは一定の社会範疇において、日々の細々としたやりとりのなかで、ある行為はその場にふさわしいとか、しかじかの行動をとるべきだとかいった制度的判断を獲得していくのであるから、実践の共同体におけるコミュニケーション能力の向上による熟練のアイデンティティの形成を、制度の獲得過程として見ていくことが可能である。

もっとも制度の生成や獲得の側面と密接に関係する変化の側面について、熟練のアイデンティティが果たしうる展開が予測しがたいという点で、LPPは認知論的制度論をすべてカバーしているとは言い難い。田中雅一も指摘するように、LPP論は、「なぜコミュニティでのアイデンティティを獲得する学習者・実践者が同時にその変革者になれるのか」という理論的な説明に欠けて」¹⁶おり、社会的歴史的環境と個々の行為とのやりとりを微分するような視点が得られにくい。LPPはその意味で、認知的制度の往復の道程を捉えたものであるというよりも、個人がある実践の共同体に通用する制度的身体を築き上げていく往路の理論であるということができ、復路についての言及は、また別に考察されなければならない。

ブルデューの提起するハビトゥス概念についても、この観点から検討する必要があるだろう。慣習的行為、性向、感覚的主観としてのハビトゥスは、「構造化する構造」であると同時に「構造化された構造」という難解な言い回しでもって表現されるが¹⁷、制度論の文脈からすれば、社会的世界の制度的現状を是認する側面と、それを改編する側面の二面を併せ持つことを指摘している。ブルデューの社会学的立脚点が、構造に規定され拘束された人間観を提示するレヴィ＝ストロース流の構造主義に対立する地点であったことは、「私は行為者 agent という言葉を用いており、主体 subject という言い方はしません。行為とは、単なる規則の実行、規則に従うこととは違います。社会的行為者は、古い社会においても今日の社会においても、時計のようにネジをまかれて、彼らの手の届かない機械的な法則に従って動く自動人形なのではありません」¹⁸といった彼自身の言明に照らし合わせると、なおいっそう強調されるハビトゥス論のクライマックスである感を与える。したがって行為主体の能動的な創造力ばかりがクローズアップされる傾向にあるが、しかしその能動力はまた、社会的世界の諸構造の内面化の産物であるという観点をともなっており、むしろ後者の方に力点があったといえる。ハビトゥスの「二重の構造化」のアイデアは、

16 田中雅一2002「主体からエージェントのコミュニティへ」田辺繁治・松田素二編『日常実践のエスノグラフィ』（世界思想社）352頁。

17 ブルデュー1988『実践感覚』（みすず書房）83頁

18 ブルデュー1991『構造と実践』（藤原書店）19頁

したがって、制度が個人の営為に具現するという側面を捉えるためには有効であるといえる。しかし、身体化をともなった構造の再生産の側面はうまく説明できても、ハビトゥスから個々の実践が生み出される過程については説明できないという批判もあり¹⁹、それでは、LPP論における個々の実践の構築過程という往路さえも不明確になってしまう。

ここまでの議論を整理すると、認知論的制度論には大きくふたつの論点がある。ひとつは実践、すなわち個々の行為そのものが問題であって、行為することの中に、制度が現実を構成していくようなやり方があるということである。そして今ひとつは、その制度が効力を及ぼす範疇の問題である。制度は一定の社会的歴史的環境において効力を持つが、それは、LPP論における実践共同体という概念とは微妙にズレを生じ、大きな制度的境界の中にいくつもの実践共同体ができる場合もあれば、ひとつの実践共同体がいくつもの制度的境界を横断するような場合もある²⁰。これはLPPが、個々の実践に接近して考察すること、「共同体」といいつつ社会学的集団論とは一線を画しているがために生じる問題であって、その点でも、第一の論点と第二の論点を統合して考察をすすめることの困難が示されている。

第一の論点をさらに先へ進めるためには、サールの構成的規則の議論が有用であろう。「統制的規則は、エチケットに関する規則がその規則とは独立に成立している個人間の関係を統制するという例にみられるように、既存の行動形態をそれに先行して、またそれとは独立にそれを統制する。これに対して、構成的規則は、たんに統制するだけではなく、新たな行動形態を創造（create）したり、定義したりするものである。…統制的規則が既存の活動、すなわち、その規則と論理的に独立に成立している活動を統制するにすぎないの〔に〕対して、構成的規則は、成立の如何そのものがその規則に論理的に依存する活動を構成（し、また統制）するのである」²¹。この構成的規則はよくチェスやフットボールのルールとゲームにたとえられるが、野球のインフィールド・フライの事例を考えると理解しやすいだろう。アウトカウントが2未満の場合で、フォース・プレイをする可能性のある走者がいるときに、内野手が捕球できると想定されるフライをフェア区域に打つと、主審によってインフィールド・フライが宣告される。したがってインフィールド・フライは、このような打球の定義付けをおこなっているのであるが、同時に、打者に対してはアウトが宣告され、走者に対しては進塁してはならないという規則が生じ、内野手に対しては故意にフライを捕球せずいったん落球した上でダブルプレーをとることに對する禁止が働くのである。通常の打球については、守備選手の処理の仕方によってその価値（攻撃側が得点のチャンスをつかむか、守備側がアウトカウントを増やすか）が変わるのに対し、

19 田辺繁治2002「再帰的人類学における実践の概念」『国立民族学博物館研究報告』26-4:553-573。のちに、田辺繁治2003『生き方の人類学』（講談社）に加筆修正して収録。

20 このことについては、前出の〔田辺2003〕中、三章4節「制度と実践コミュニティ」にくわしい。

21 J. R. サール 1986『言語行為』（勁草書房）58頁。引用文中の脱字を〔 〕で補った。

フォース・プレイの可能性がある走者がいる場合の内野フライに限っては、打撃直後にアウトであると決まるので、まさにサールのいう「脈絡CにおいてはXをYとみなす」²²という構成的規則の特質がよく示されている。

サールはこの構成的規則を、言語の使用による行為の遂行という点において提示しているが、この構成的規則を前提とした制度的事実は、人間の社会的行為全般に適用される側面を持つ。とりわけこみいった行為の体系である儀礼的行為について、この観点から考察することはある程度は可能である²³。それは、構成的規則という考え方が、行為そのものの中にある規則を現実の社会過程として焦点をあて、制度的事実という現実の構成の仕方にかかわるような視点を提示しているからだ。これにより、思考や認知のなかにあるとされる制度を実際の社会的場面に引き出してくるものの有効性も生じる。

もう一点、制度の生成や運用、改編がなされるのが、一定の人間集団すなわち社会的歴史的環境をともなった範疇であったことを展開する方向として、ホーリズムと方法論的個人主義の対立の乗り越えをめざすコンヴァンション理論について顧みる必要がある。コンヴァンションの考え方は、レギュレーション理論との親近性という点を顧慮するならば、経済学的制度論において十全に検討される必要があるが、ポスト構造主義以降のフランス人文社会科学の再編の大きな流れの中で、認知科学や政治言説による再統合といった動きと同調してきていることや、デヴィッド・ルイスの〈因習〉研究²⁴などとも議論の交差する点があることなどを考慮に入れれば、本稿と関連する議論であることは疑うべくもない。

コンヴァンションとは、たとえば複数の船の漕ぎ手が、互いに相談し合うことなくタイミングを相互に感得して船を進めていくやり方などに典型的にみられるように、暗黙の合意を意味している。基本的には方法論的個人主義をとるが、各人が限定された合理性しか持ち合わせていないと考えることにより、個々の意図や利害に折り合いをつけるために、多様な手続きや技術、合意形成にいたる相互作用的調整が現出する。すなわちコンヴァンションは、個人の行動そのものであると同時に、主体を拘束する枠組としても捉えられることになる。コンヴァンションの経済学者たちが「ダイナミックな相互作用のプロセスに支えられた共同体による調整の発生という問題を提起」²⁵するのはこのような立場からであり、方法論的個人主義に立脚しながらホーリズムとの対立を超克するという含意もそこから生じる。

22 ibid : 60

23 たとえば、浜本満2001『秩序の方法』(弘文堂)。ただし浜本は、構成的規則によって儀礼的实践がすべて解決できるとは考えておらず、現実の営みが「生まの事実」と「制度的事実」に分類できるとも考えない。その民族誌の後半部は、むしろ比喩的で恣意的な秩序の組み立てについての考察にあてられている。

24 David Lewis 1969 *Convention: A Philosophical Study*. Harvard University Press. ルイスに関しては、下記参照。盛山和夫1995『制度論の構図』(創文社)。

25 フランソワ・ドゥス2003『意味の支配』(国文社) 342頁

社会的行為における合意形成をこのように考えるならば、先に述べた暗黙知やハビトゥス、訓練された身体性の構築といったさまざまな主題が、コンヴァンションに見いだされることが理解できる。「因習は、規範という性格も道徳的性格ももたないが、「従わねばならないと考えられた規則性」である範囲において、規範として作用する」²⁶から、一定範囲において有効な制度が、このような知識や身体性の問題をともなって考察の対象となるのである。このうちとくに知識に関しては、コンヴァンション理論において、ある種の共通知識、すなわち行為者が無限の鏡映関係にたつことによって調整がなりたつと考える。

もっとも、この鏡映関係というのは慎重な検討を要するのであって、ある集団の成員全員が同じ知識を保有しているという確証がなくても、知識の鏡映関係は成り立ちうる。コンヴァンションが、ある範囲の人間集団を一定の行為に向かわせる制度的拘束として考えられるとき、そこに共通の知識を共有するといった想定を加えることは、たとえば均質な文化をその成員すべてに認めることになり、このような議論上の危険性は回避しなければならない。むしろ個々人の間でことなつた合理性基準をいかに調整するか、あるいは互いにことなる合理性基準が必ずしも完全に合意されなくても、社会過程が進展していくのはいかなることであるのか、そこには何らかの権力作用が見いだされるのではないかなど、コンヴァンションから認知論的制度論を展開する契機は数多くあるように思われる。

制度の改編・刷新・創造 - 人類学が捉える「よりよき暮らし」

文化人類学の分野において、制度がどのように捉えられてきたかについて、実体論的制度論と認知論的制度論にわけて概観してきた。概して、前者は人類学のマクロな展開において、後者はミクロな展開において、それぞれ独自に研究の蓄積がなされてきたし、今後の人類学研究のマクロ・ミクロ両方への研究展開を指向しているともいえる。ここで、両者が交じり合う地点について考えてみたい。本研究における（行為）主体と制度の相互作用という主題には、制度の何らかの変更や創出に個人がいかに関与するかという問題意識があった。上記のふたつの制度論の接合点を考えるならば、制度がいかに生成し浸透するかという問題や、さらにそれに関与する個人がいかに「よりよき暮らし」を実現しようとしているかについての洞察も深められるはずである。しかしここは論を急がず、まず人類学において（行為）主体論が脚光を浴びたシーンを顧みておこう。

自己論、自我論という形では、機能主義人類学の時代にも社会組織化論や方法論的個人主義はあった。また、社会学寄りの位置にシンボリック相互作用論がある。しかし文化人類学内の主要パラダイムにおいて個人が着目されたのは象徴人類学であった。ヴィクター・ターナーは次のように述べている。「私は、人々が頭の中に抱くメタファーやパラ

26 ibid : 344

ダイムこそが、社会的行為を生み出す原動力となっていることを明らかにし、そうした行為がいかにしてなされるかについて記述してみたいと考えている。人々が実際の体験から直接学びとり、また体験を総合することによってもつにいたったメタファーとパラダイムは、彼らの頭の中に植えつけられているのである。さらに、特殊な状況のもとでは、それまでにみられない形式の社会的行為がなされることがあるが、そうした新しい行為の帰結として、人々は新たなメタファーやパラダイムを獲得してゆく。...一言で言えば、社会のダイナミクスとは、「予定表」にしたがってなされる一連の「行為」ではないということになる²⁷。象徴人類学にこのような視点が持ち込まれたのは、人はある特定のシンボルにしたがって日常の営為をいとむとすれば、「予定外」の突発的な出来事（しばしば人間社会に生起する）はいかにして説明できるか、という問題意識からであった。このような問題意識のもと、ターナーは歴史的出来事の背後にシンボルを運用する個人を見たのである。これと同様の見解は、シェリー・オートナーによって、「実践理論の中心課題はその社会的文化的コンテキストの産物である行為者が、いかにその存立状況を変容させるか、という問題につきる²⁸と述べられている。また90年代の人類学状況を論じたロバート・ボロフスキーは、「行為主体の問題は、以下の諸点で重要な論点となる。すなわち、個人が変化に関して何をおこなうか（またはおこなわないか）、個人はその地位に抗いながら意図せずそれを支援するのか（またはしないのか）、個人は重要な社会的局面において他人を動機づける鍵要因となるのか（またはならないのか）」²⁹とまとめている。

このような（行為）主体たる個人への注目の傾向を一言で述べるならば、機能主義人類学が棚上げにした社会動態・歴史への着目であるといえよう。静態的な機能主義理論では真正面からとりあつかうことのできなかつた変化の問題、歴史動態といったトピックを人類学研究の俎上に載せるために、個人という補助線を加えることはひとつの選択肢であったといえる。この点では象徴人類学における個人への注目はじゅうぶんに理論的貢献があったことが評価される。また本研究課題に照らし合わせてみても、個人がその制度的環境という外部世界との相互交渉の地点にたちながらそれを支援したり対抗したりすることによって、周辺環境じたいを作り変えていくという議論によって、（行為）主体と制度との関係を捉えることはある程度可能であるかもしれない。

1960年代以降の人類学理論を総括したオートナーの論考において、80年代における鍵概念としてあげられていたのは、実践、プラクシス、経験、パフォーマンスなどの主題群および、行為者、エージェント、個人、主体などの主題群であった。これらの主題群が重要性を帯びる背景として、システムが個人の行為や出来事の生成におよぼす強力で決定的な

27 ヴィクター・ターナー 1981『象徴と社会』（紀伊國屋書店）7頁。

28 Ortner, Sherry 1989 High Religion. Princeton Univ. Prs., p.14.

29 Borofsky, Robert 1994 Assessing Cultural Anthropology. McGraw-Hill, p.480.

作用を認めた上で、そのシステムの出自と変化に対する関心の高まりが説明されている。したがって行為主体の問題は80年代以降の人類学理論にあって、政治的視角からの人間の行為、当座の意思決定や短期の変動などに焦点が当てられることになる。すなわちこの行為主体論は、社会がシステムであること、このシステムは強制力をもつこと、しかしシステムの生成ならびに無効化に個人の行為が介在しうること、の三点をすべて支持するという特徴を持つ³⁰。その後の文化人類学の諸議論において、歴史と政治がおおきく主題化している現今の状況からも、オートナーのこの時点での予見は正鵠を得ていると言えようが、さしあたり本稿の文脈において重要なのは、行為主体としての個人の重要性とは、変革主体としての個人であるという点である。

しかし根本的な問題が残る。それはたとえばターナーの研究における動態研究は、ある傑出した特定人物による「大きな歴史」しか説明していない点である。シンボルの運用があらゆる個人にひとしく保証されたものであるならば、そして個人が制度を改編する能力を備えているとするならば、「大きな歴史」のみをあつかうことは、人類学的歴史や象徴人類学の動態研究におのずと限界を設けてしまうことになる。逆に、(行為)主体たる個人の問題を变化の問題だけに摘要させるのは、どうみても問題の矮小化ではないか。機能主義理論が版図に治めきれなかった変化の問題をおさえることができるようになったというのは、機能主義理論の弱点を部分的に修正したに過ぎず、人類学が現在課題としなければならないような全体的チューンアップを、その根本概念である文化論の再編をともなって果たしているとはいいがたい。人類学的実践にあらたな方向性を見出すという現在の文脈にあっては、主体たる個人の問題を象徴論の範囲内にとどめるのではなく、それを乗り越えていくことが重要な課題となるのだ。

制度を改編する(行為)主体たる個人の観点からすれば、その個人は制度を改編したいという明らかな意図にもとづいて行為しているかといえ、そのような意図をともなった改編はまれであり、むしろ日々の営為のなかで微細な創意工夫をしている側面にこそ焦点が当てられるべきである。ターナーの後進たちによる論集「Creativity/Anthropology」において、人間の創発的能力としてcreativityを措定する議論は、このような点からも有用であろう。創発的能力の根底にコミュニタスとリミニリティを見出す点、また「帰属する他の集団やその成員の一定数が価値あると認めるやり方によって、既存の文化的実践を変容させていくこと」³¹という創発的能力の規定そのものにも、この論集はターナーが影を落としていることは否めない。しかしこの論集において決定的に前進していると思なされ

30 Ortner, Sherry 1984 Theory in Anthropology since the Sixties. in Comparative Studies in Society & History. 26-1, pp. 126-166.

31 Lavie, Smadar, Kirin Narayan, and Renato Rosaldo eds. 1993 Creativity/ Anthropology. Cornell Univ. Press., p. [5]. この論集への着目は、下記を手引きとしている。松田素二1996「人類学の危機」と戦術的リアリズムの可能性」『社会人類学年報』22 : 23 - 48.

る点は、ターナーが儀礼という非日常の時空あるいは大きなインパクトを生じさせるような歴史的出来事に主要なシーンをもとめて論を展開したのに対し、ここではむしろささいな日常生活の領域に埋め込まれたものとして創発的能力を論じた点である。十三編からなるこの論集においてとりあげられているのは、たとえば村の散文詩作家や語り部、音楽家、民芸人形制作者などであり、いずれも「大きな歴史」に直接立ち会うわけではないが、日々の営為のなかで創発的表象を駆使している。創発的能力は、ある特殊な場面においてのみ発動するものではなく、日常行動のあらゆる側面において作動しているものであり、同時に、人間の創発的能力をかように設定することによってはじめて、(行為)主体という概念も十全に活かされるはずである。

creativityは現在に引き続くホットなテーマのひとつであり、ごく最近「文化的創発性を位置づける」と題する論集も刊行されている。そのなかで編者のジョン・リープはcreativityを「既存の文化的実践やその形態を再結合したり変換したりすることによって何らかの新たなものを生産する活動」と規定している。その様式には、高度に非慣習的な様式を現出させる「真の」creativityに対して、日常的状态に適応したり発展させたりするために常に即興的に実践されるような、特別視されないcreativityも存在すると指摘される³²。リープは後者を「文化の発明」観にもとづくとしているが、これは言うまでもなく、ロイ・ワグナーの提起した概念を下敷きとしている。ワグナーは次のように述べている。「<発明>や<革新>のことばはしばしば、初めて創造された新奇な行為や観念、事物を、確立され慣習的となった行動、思考、手続きから区別するために用いられる。このような区別は、日常の行動が<自動的>で<決まり切った>ものであると決めてかかっていることを隠蔽してしまう。...<発明>や<革新>といったことばの用法をあらゆる思考や活動に拡張することによって、私はこの決めつけをうち消し、人間の文化の自発性・創造性などを理解することを主張したい」³³。ここで重要なことは二点ある。ひとつは、creativityがエポックメイキングな出来事だけではなく、日常行動にも豊かに備わっていることがみとめられるということ、もう一点は、文化の理解がcreativityを通してなされているということである。

creativityに関する人類学的研究を顧みるのは、制度と行為主体についての考察を操作という側面から照射する可能性を探るためである。creativityとは既成の枠組に対する何らかの操作であると考えれば、本研究の試みは、制度に対する「操作的」行為主体を見いだすことであると言い換えることができる。前山隆は次のように述べている。「一方には構造的規制を受け、構造的に提供されうる数少ない資源としての諸関係から状況に適合し

³² Liep, John ed. 2001 *Locating Cultural Creativity*. Pluto Press.

³³ Wagner, Roy 1981 *The Invention of Culture*. [Revised and Expanded Edition] The Univ. of Chicago Press. pp. 36-37.

たものを選択採用して操作する、関係の発動者・操作者としての個人があり、他方には構造的規制を何等かの形で発動させる集団または組織（境界のあるもの、ないもの、弱いもの、インフォーマルなものを含めて）がある。このことはすべての人間社会について言える³⁴。前山の言う「構造的規制」が本稿で検討した「制度」にあたるとすれば、その枠組に対してくわえる操作とは、行為者本人にとってより望ましい方向への改編であるはずであるから、結局creativityの人類学は、本稿で整理したような実体論的制度論と認知論的制度論のスプリットを架橋する方向性であるとともに、訪問地社会の「よりよき暮らし」を問うことにもなると考える。この問いに対する答えはさほど数多くはないかもしれないが、たとえば、ワンショット・サーベイによって引き出されるようなやり方ではなくして、生き方の理念や生活の指針があぶり出されるような研究や、将来に対する企図などを主題とする研究³⁵は、多かれ少なかれこの問いに答える姿勢をもっている。このようなトピックから「よりよき暮らし」の人類学研究を構想するには、さらに周到な理論的考察が必要であるが、制度論ともっとも近接する分野のひとつの道すじとして、creativityの人類学をあげることは可能であろう。

34 前山隆2003『個人とエスニシティの文化人類学』（御茶の水書房）81 - 82頁。引用部分の章タイトルは、「人間、この選択操作するもの」（第三章）である。

35 田辺繁治2003『生き方の人類学』（講談社現代新書）は、ハビトゥス論からLPP論を経て、フーコー流の「自己の統治」によってアイデンティティが形成される見通しを「生き方」の人類学的研究として構想している。Sandra Wallma ed. 1992 Contemporary Futures. ASA Monographs, Routledge.では、将来へのビジョンが現在の行為を正当化したり自己とその生存についての確信を与えたりすることについて、民族誌的検討を試みている。

参考文献

- Borofsky, R. 1994 *Assessing Cultural Anthropology*. McGraw-Hill.
- ブルデュー 1988 『実践感覚』 みすず書房
- 1991 『構造と実践』 藤原書店
- ドゥース、フランソワ 2003 『意味の支配』 国文社
- Douglas, M. 1986 *How Institutions Think*. Syracuse University Press.
- デュルケム、エミール 1978 『社会学的方法の規準』 岩波文庫
- 福島真人 1993 「野生の知識工学」 『国立歴史民俗博物館研究報告』 51 : 11-44
- 2001 『暗黙知の解剖 - 認知と社会のインターフェイス』 金子書房
- 福島真人編 1995 『身体の構築学』 ひつじ書房
- 浜本満 2001 『秩序の方法』 弘文堂
- 河野勝 2002 『社会科学の理論とモデル12・制度』 東京大学出版会
- レイブ&ウエンガー 1993 『状況に埋め込まれた学習』 産業図書
- Lavie, Smadar, Kirin Narayan, and Renato Rosaldo (eds.) 1993 *Creativity/ Anthropology*. Cornell University Press.
- Lewis, David 1969 *Convention: A Philosophical Study*. Harvard University Press.
- Liep, John (ed.) 2001 *Locating Cultural Creativity*. Pluto Press.
- 前山隆 2003 『個人とエスニシティの文化人類学』 御茶の水書房
- Marcus, George E. 1995 Ethnography in/of the World System: The Emergence of Multi-Sited Ethnography. In *Annual Review of Anthropology*, 24: 95-117.
- 1998 *Ethnography through Thick & Thin*. Princeton University Press.
- 松田素二 1996 「「人類学の危機」と戦術的リアリズムの可能性」 『社会人類学年報』 22:23-48
- Ortner, Sherry 1984 Theory in Anthropology since the Sixties. in *Comparative Studies in Society & History*. 26-1:126-166.
- 1989 *High Religion*. Princeton University Press.
- ポランニー、マイケル 1980 『暗黙知の次元』 紀伊國屋書店
- ラドクリフ＝ブラウン、A.R. 1981 『新装版・未開社会における構造と機能』 新泉社
- サール、J.R. 1986 『言語行為』 勁草書房
- 盛山和夫 1995 『制度論の構図』 創文社
- 田辺繁治 2002 「再起的人类学における実践の概念」 『国立民族学博物館研究報告』 26-4:553-573
- 2003 『生き方の人類学』 講談社
- 田中雅一 2002 「主体からエージェントのコミュニティへ」 田辺繁治・松田素二編 『日常の実践のエスノグラフィ』 (世界思想社) :337-360
- ターナー、ヴィクター 1981 『象徴と社会』 紀伊國屋書店
- Wagner, Roy 1981 *The Invention of Culture*. [Revised and Expanded Edition] The University of Chicago Press.